

大阪府軟式野球連盟枚方支部規約

枚方市軟式野球連盟
枚方市少年軟式野球協会

【第1章】名称及び事務所

第1条 本支部は大阪府軟式野球連盟枚方支部(枚方市軟式野球連盟)と称し、事務所を枚方市岡東町3丁目9番3号枚方スポーツ店に置く。

【第2章】目的及び事業

第2条 本支部はアマチュアスポーツとして正しい軟式野球を普及し、その健全な発展を図るとともに会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

第3条 本支部は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 本支部での野球大会の主催及び後援。
 1. 大阪府軟式野球連盟の主催する大会への参加。
 1. 市内の青少年健全育成事業の達成。
 1. 軟式野球の普及発展技術向上に関する指導研究。

【第3章】会 員

第4条 本支部の会員は役員と本連盟に登録された一般チーム、少年部チーム、学童部チームとし、次の条件を具備しなければならない。

ただし、役員に関しては第4章に規定する。

イ. 一般チームは市内に居住又は勤務所を有するもので同一職場に勤務する者のみによって編成する職域チーム、又は地域に居住又は勤務する者によって編成するクラブチームであって監督・主将・コーチ各1名を含めて25名以内の競技者(マネージャーは除く)で編成しなければならない。尚、登録は男女を問わない。

職域チームはその事業所に勤務する者が2/3以上登録しなければならない。

ロ. 少年部は中学生によって編成されたチームとする。

ハ. 学童部は小学生によって編成されたチームとする。

【第4章】役 員

第5条 本支部は下記役員を置く。

支 部 長	(会 長)	一 名
副 支 部 長	(副会長)	若干名
顧 問		若干名
参 与		若干名
理 事 長		一 名
理 事		若干名
会 計		一 名
会 計 監 査		若干名

第6条 支部長・副支部長は役員会で推挙し、支部長は当連盟を代表し会務を統轄する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは之を代行する。

第7条 支部長は必要に応じて顧問参与を委嘱する事ができる。

- 第8条 理事は本連盟所属チーム及び審判員の中から選出し、役員会にて承認する。
1. 理事長は支部長が指名する。
2. 会計監査は役員会において選任する。
- 第9条 理事長は会務を執行する外、緊急を要する事項で役員会に諮る暇のないときは之を執行することができる。
但し、次の役員会に報告し承認を得ることとする。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し、重任・再任を妨げない。
役員の任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

【第5章】会 議

- 第11条 本支部の会議は役員会とする。
- 第12条 役員会は少なくとも毎年度初めと年度末に招集する。
但し、支部長が認めたとき、又は役員の半数以上が要求したときは之を開催することが出来る。役員会は理事長が議長となる。
- 第13条 役員会の議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは支部長が決める。
- 第14条 役員会は次の事項を議決する。
1. 事業計画並びに予算決算の案
1. 役員選出
1. 連盟規約の改正
1. その他の重要な事項
- 第15条 役員会は第5条の役員を以て構成する。

【第6章】会 計

- 第16条 本支部の経費は下記に掲げるもので支弁する。
1. 会費
1. 事業収入
1. 寄附金
1. 補助金
1. その他の収入
- 第17条 会費は年間経費負担料、事業収入とは大会参加費、寄附金は本支部の趣旨に賛同する者よりの各種寄附金、補助金はスポーツ協会からの助成金であり、その他の収入とは新規連盟への加入料等をいう。
- 第18条 本支部の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。
会計年度末の過不足分は翌年度に繰り越すものとする。

【第7章】専門部

- 第19条 本支部の日常の運営を円滑ならしめるため、次の専門部を設置し、その業務を実施する。
事務局・総務部・審査部・審判部・少年部・学童部
- 第20条 事務局は日常の業務にして他部に属せざる事項を統轄するとともに各大会その他の事業の企画および対外関係先の連絡交渉等を担当する。
支部長は事務局長を任命する。会計は支部長が指名する。
総務部は各大会、諸行事、関連行事に関する対応等の円滑な運営、推進、記録の収集に当たるとともに会員相互の親睦を計る事を担当し、責任者は支部長が之を指名する。
審査部は会員の資格その他重要な疑義の審査査定にあたるもので、責任者は支部長が之を指名する。審判部は各大会の審判に当たる。

責任者は支部長が之を指名する。
少年部・学童部は少年野球に関することを担当する。
責任者は支部長が之を指名する。

【第8章】登録規律制裁

- 第21条 会員となるチームは所定の登録申込書及び会費を提出し、登録を完了することにより資格を取得する。
- 第22条 会員チーム及び構成員は二重登録は許されない。
- 第23条 登録に関する細則は別に定める。
- 第24条 会員たる資格は上記の規定に合致しないときは失格するが次の事項に該当するときも資格を失う。
1. 自ら脱退の意志を表明したるとき
 1. 除名その他の処分を受け不適格となりたるとき
- 第25条 会員チーム及び構成員は本規約並びに細則に違反することができない。
- 第26条 会員及び構成員は情状により、除名並びに出場停止その他の処分を受ける。この処分は支部長及び審査部が行う。
- 第27条 本支部の表彰及びその他に関しては役員会において適宜に行うことができる。

【第9章】附 則

- 第28条 本規約は昭和26年4月1日より実施する。

附属規定及び細則

- 第1項 本支部は全日本軟式野球連盟大阪府支部及び大阪府軟式野球連盟に加盟する。
- 第2項 本支部の公認する大会とは大阪府軟式野球連盟主管の各種大会及びその他臨時に本支部が主催・後援又は公認した大会を言う。
明らかに本支部の趣旨に反する大会とは例えば明らかに個人的利害を計算に入れた大会等を言う。
- 第3項 大阪府軟式野球連盟主管の各種大会及び大阪府予選会への出場チーム選定は原則として支部大会を開催し、大会期日前に決定し、本部に報告する。
但し、支部大会日程その他の事情により派遣代表チームが決定しないときは支部長が推挙したチームを支部代表チームとする。
- 第4項 選手登録は年度内変更をしないことを原則とする。
1. 各年度始めに登録したときは即日有効とする。
 2. 年度途中突然新規に追加登録されたときも即日有効とする。
 3. 年度途中の異動登録は審査部が審査して決定する。
 4. 本支部大会開催中及び準備期間中の選手異動登録は一切認めない。上記に違反した場合は無効とする。
- 第5項 チームの解散及びその他の理由にて異動登録の必要を生じた場合は

- 支部長及び審査部へ資格審査の申出ができる。
- 第6項 本支部の会員に職業選手及び大学・高校の学生選手(大学二部・定時制高校を含む)の者は登録することはできない。又、野球部を退部してもその年度は登録できない。
- 第7項 大会中不正チームがあったとき
1. 試合中は相手を勝とし、不正チームを失格せしめる。
 2. 試合後は次の相手方を勝とし、不正チームを失格せしめる。
 3. 最終試合終了後は優勝を取り消し、不正チームを失格せしめる。
- 但し、上記は相手チームの申出により審査部が判定する。審査部は支部の規律保持のため必要と認めたときは上記申出のない場合でも判定することができる。又、アマチュアスポーツとしての選手として好ましくない言動行為のありたる時も審査部において審査し、会員及びチームを失格させることもある。
- 第8項 この附属規定及び細則に定めのない事項については大阪府軟式野球連盟規約及び規定に準ずる。
- 第9項 本支部大会に関する細部事項については大会要綱にて別に之を定める。
- 第10項 昭和45年1月21日第十条改正
- 第11項 昭和31年1月10日第一条改正
- 第12項 昭和48年2月20日大阪府軟式野球連盟加入による規約改正

2023年に規約一部を改正する